

2020年度事業報告書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

法人の名称 特定非営利活動法人 平塚市精神障害者地域生活支援連絡会

1 事業の成果

平塚市・大磯町・二宮町の地域で生活する精神障がい者が自立した生活を営み、社会参画することを促進するための多様な活動を行うことを目的としていたが、本年度は新型コロナウイルスの影響で、ほっとステーション平塚の事業運営以外の活動を自粛せざるを得なかった。

ほっとステーション平塚では、原則として平塚市の地域で生活する精神障がい者及び、家族を対象にして平塚市障害者地域生活相談支援センター事業(平塚市障害者相談支援事業、平塚市地域活動支援センター事業・指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業の総称)を実施し、多様な日常生活の支援、相談等のサービスを実施した。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

①相談支援事業

・ 内 容

平塚市障害者地域生活相談支援センターほっとステーション平塚を運営し、障害者総合支援法に基づく、障害者相談支援事業を行った。(詳細は、「平塚市障がい者相談支援センターほっとステーション平塚2020年度事業報告」参照)

[相談支援事業]

面接・訪問・電話・同行支援により、生活スキル、対人関係、公的手続等の日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための相談、助言等を行った。

その他、障害支援区分認定調査、サービス等利用計画作成などを行った。また、住宅、就職、公共サービス等の生活情報の提供を行うと共に、サービス利用等の調整等の支援を行った。

[関係機関連携]

平塚市自立支援協議会への参画および神奈川県精神障害者地域移行・地域定着支援事業の実施を通じて、医療機関・福祉事務所・保健所及び

福祉サービス事業所等との連携を図り、サービス利用等の調整、ケア会議等を行った。その他、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会、差別解消地域支援協議会、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議などへの参加を通じ、地域づくりの促進を図った。

・ 日 時

通年の事業として実施した。

事業所の開設日：原則月曜日から金曜日および第2第4土曜日

事業所の開設時間：原則9時30分から18時30分

・ 場 所

平塚市老松町2-19 読売高野ビル 501号室

・ 従事者

管理者1名（相談員と兼務）・相談員6名（内1名は管理者と兼務、5名は地域活動支援センター事業と兼務・相談支援専門員、精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員）

・ 利用者 精神障がいのある方、又はそのご家族等 延10,599人

・ 支出額 23,149,903円

②地域生活支援事業

・ 内 容

平塚市の地域活動支援センター事業実施要綱をもとに、以下の事業活動を行った。（詳細は、「平塚市障がい者相談支援センターほっとステーション平塚2020年度事業報告」参照）

[日常生活の支援]

日中活動の場を確保することにより、他者との交流の機会を提供した。また、食生活や対人関係の構築などの日常生活に即した課題についての体験の機会を提供し、生活機能の維持・向上を図った。

他の事業所や社会資源に関する情報提供や利用支援を行い、個々人のライフプランにおけるステップアップの場としての機能も有している。

・ 日 時

通年の事業活動とし、週5日、原則として10時から16時まで開所

した。

- ・ 場 所
平塚市老松町 2 - 1 9 読売高野ビル 5 0 2 号・ 5 0 3 号室
- ・ 従事者人員
管理者 1 名（相談支援事業と兼務）活動支援員 6 名（内 5 名は相談支援事業と兼務・精神保健福祉士、社会福祉士）
- ・ 利用者
精神障がいのある方 延 2, 8 9 2 人
- ・ 支出額
1 3, 5 8 8, 1 7 0 円

（3）精神保健福祉の充実及び促進に関する事業

① 広報活動

- ・ 内 容

毎月 1 回、ほっとステーション平塚の活動予定表を作成し、当事者および関係機関に E-Mail や郵送にてお届けした。また、法人およびほっとステーション平塚のホームページを開設し、活動予定表などを随時更新している。

- ・ 従事者
3 名

- ・ 対象者

地域活動支援センター利用者、精神保健福祉手帳の交付を受けている方、会員、関係機関、精神保健福祉に関心のある市民等。

- ・ 支出額
月額 5, 0 0 0 円

② 普及啓発活動

- ・ 内 容

例年、講師として参加している、精神保健福祉ボランティア養成講座は、本年度は開催されなかった。

③ 事業所運営のための法律相談促進事業

- ・ 内 容

精神保健福祉に関する分野に精通した弁護士と、法人として顧問契約を結び、会員がそれぞれの事業所の利用者の支援や事業所運営にも活用できる

ように、法律相談の体制を整えている。今年度には利用者からの苦情に関することについて、1件の相談を行った。

- ・ 日 時 随時（E-Mailによる相談受付）
- ・ 従事者 1名
- ・ 対象者 会員事業所
- ・ 支出額 月額10,800円

（4）調査研究及び研修事業

①地域精神保健福祉研究会議（定例会・要望活動）

・内 容

本年度は、新型コロナウイルスの影響で、定例会を行うことができなかった。平塚市への要望活動については、地域活動支援センターを行う会員事業所に新型コロナウイルスの影響を確認した上で、平塚市事業である地域活動支援センターに関する要望書を作成し、提出した。

- ・ 日 時 要望書提出 ：6月22日
- ・ 支出額 0円

②障害福祉サービス、地域生活支援事業など職員研修

・内 容

本年度は、新型コロナウイルスの影響で研修会を開催することができなかった。

（5）交流事業

・内 容

本年度は、新型コロナウイルスの影響で交流会を開催することができなかった。

- （6）その他、第3条の目的を達成するために必要な事業
特になし

*ほっとステーション平塚の新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み

1. 行動マニュアル、事業継続計画等の策定

- (1) 職員の行動指針の策定：感染防止のための行動、利用者・職員・それらの者の家族などに感染の疑いがある者が出た場合の行動マニュアルを作り、また、随時見直しを行った。
- (2) BCP（事業継続計画）の策定：感染が拡大した状況においても、当法人として行うべき最低限の業務と、その業務を行うための職員体制の在り方などを明示した。

2. 委託相談支援事業・計画相談支援について

- (1) ハード面の整備：相談室に空気清浄機とパーテーションを設置した。
- (2) 相談室の除菌、相談者の検温などの徹底を行った。”

3. 地域活動支援センターについて

- (1) ハード面の整備：所内に空気清浄機を増設。パーテーションを設置した。
- (2) プログラムの変更：3密を避けることのできるように、プログラムの内容を変更した。
- (3) 部屋や備品の除菌、利用者の検温などの徹底を行った。”

4. 緊急事態宣言期間の事業所運営について

緊急事態宣言期間においては、BCP（事業継続計画）に沿った事業運営を行った。施設長を除く職員を2班に分け、事業所に出勤する者と在宅での職務を主とする者に分け、職員同士が濃厚接触者にならないようにした。

相談支援事業においては、電話受付の担当者が減るため、電話相談の受付時間を10時～17時に縮小した。面談・訪問・同行などは、9時30分～18時30分の通常通りの開設時間で事業を継続した。また、訪問先での滞在時間を短くしたり、一部のモニタリングを電話での様子の確認に留めるなど、相談対応を縮小せざるを得なかった。

地域活動支援センターにおいては、全てのプログラムは中止し、フリースペースとして居場所の提供を継続した。また、この期間においては体験利用の受け入れを休止した。